

城北防災だより

2025/3/3
77号

城北地区防災対策協議会
事務局：城北地区公民館

「避難行動要支援者支援制度」を活かした 隣人の命を守る取り組み！！

2月14日に開催された町内会長会で、「避難行動要支援者名簿情報」の提供について説明しました。（*詳細は、令和6年度第6回町内会長会・議事③「避難行動要支援者名簿情報の提供について」参照）

実は、各町内の対象者リスト数（R7,1,6現在）を見て、制度自体の目的が達成されていないのではないかと危惧しています。この3年間で、記載されている対象者数が813人も減少しています。

城北地区「避難行動要支援者」対象者数
■令和3年度[R3,10,31]: 977人
■令和7年度[R7,164]: 164人

城北地区「世帯数・人口等」[R2,9,30現在]

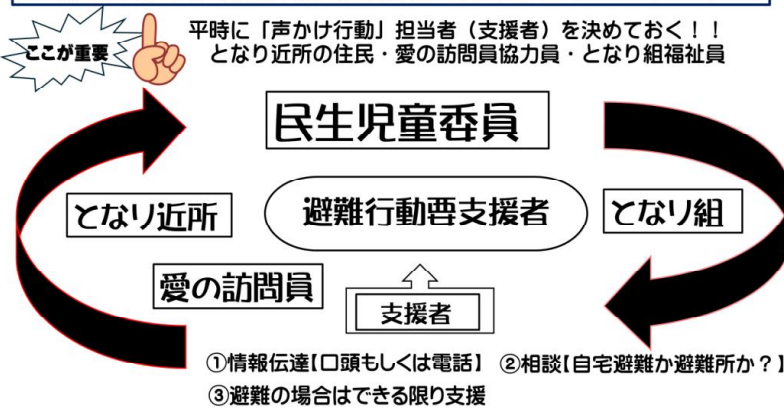
- 総世帯数: 3,037世帯
- 高齢者のいる世帯: 1,109世帯
- 高齢者単身世帯: 396世帯
- 高齢者2人以上世帯: 283世帯
- 前期高齢者: 685人
- 後期高齢者: 866人
- 高齢者「要介護認定率」: 19,8%
- 高齢者「認知症有病率」: 16,9%

左記は、やや古いデータになりますが、城北地区の高齢者等の実態です。

「避難行動要支援者支援制度」の目的は、一人暮らしの高齢者や障がいのある方など、災害時に“自力で避難できない人”や“逃げ遅れのおそれのある人”を、町内会、自主防災会など地域で支援する（互助・共助）ことで、誰もが安心して暮らすことの出来る地域づくりを推進する、救われるべき命を救う“共助の制度”です。

この制度（名簿）に登録されている“要支援者”を見守る仕組みとして、城北地区では『避難行動要支援者「見守り」ネットワーク』を機能させて、毎年、「一時集合場所集合訓練」を実施してきました。支援者は、となり近所の方などを想定しています。

城北地区 避難行動要支援者「見守り」ネットワーク



※支援者は、自らの安全を確保したうえで、できる範囲の支援を行っていただきますが、支援者への安全責任や義務を伴うものではありません。

この制度への登録は、自己申告が基本となりますが、お互い様の精神で、支援が必要と思われる隣人に声をかけ、不安に思われているようなら、制度への登録（申請）を勧めて、支援の必要な隣人を孤立させない取り組みをお願いします。

登録は何時でもできます。支援を必要とされる方は、お住まいの町内会長、自主防災会長、民生児童委員、城北地区社会福祉協議会などへご相談ください。*詳細・手続の方法・申請書等は、鳥取市ホームページからダウンロードできます。

～避難行動要支援者支援制度～

この制度を築いていく中で、支援を必要とされている方を見守ることのできる地域住民同士の結びつきと、お互いに助け合える地域づくりをめざします。

